

就学年齢引き下げの問題



古 木 弘 造

一

幼稚園の入園希望者が多くなり、入園申込みのために徹夜する父兄、近くの幼稚園がみんな定員を越えて入園できないという子ども——こうした事例を聞くにつけても、あるいはまた働く婦人が多くなってきた現在、子どもを持つ母親が安心して働けるように幼児教育の機会を拡充すべきである、という声を聞くにつけても、幼児教育政策がもっと真剣に検討され、幼児教育施設の拡充整備が強力に推進されなければならないと思う。

こうしたことにちの幼児教育についての要望の高まりとその対策の緊急性を考えるならば、就学年齢引き下げの問題は、当然まともに取り組み、慎重に審議さるべきであろう。

かつて終戦直後、教育刷新委員会において五歳以上の幼児の教育を義務制にすることについて審議された。また三十八年には文

部省から「幼稚園教育振興計画」が発表された。これらはいずれも、幼児教育機会の拡充整備に向かつての有力な構想であると思う。

ところが、これらの構想は、どれだけのデータに基づき、どれだけ克明に検討されたものであったか。またこのような構想についてどれだけの専門家が、どれだけ着実な研究をしてきたであろうか。

ほとんどすべての国民にかかわりを持つはずの幼児教育であるにも拘わらず、残念ながら、それを真剣に検討する余力が余りにも不足していたといわざるをえない。

それは、未だ幼児教育の研究機関が整わず、研究者の層も薄い、ということにもよるであろう。しかしそれにもまして、教育がすべての国民の生活と結びついたものであり、ひろい意味での

政治と深く関係しているということ、とりわけ教育は国民じしんのために、国民じしんが考え、努力しなければならぬものであること、——こうした考え方がほとんどなく、そのためひろく国民各層が積極的関心を寄せるようになっていないことによることが多いと思われる。

二

就学年齢引き下げの問題を考える場合には、少なくともつぎのような点はおさえておかなければならないと思う。

第一に、きわめて素朴なことといえるが、そもそも義務教育年限や、その始期及び終期は、どのような事情によって決定されているのかを考えることである。

たとえば、諸外国の義務教育についてみると、就学始期を七歳とするもの、六歳とするもの、五歳とするものなどがある。義務教育年限も、それを六年とするもの、七年とするもの、八年とするもの、あるいは九年とするもの、十年とするものなど、がある。さらに近い将来に、その年限を十一年（英）、十年（仏、ソ連など）に延長しようとしている国もある。

このように、義務教育年限やその就学の始期、終期が国によって異なっていることは何を示すのであるか。

またわが国についてみても、時代とともに義務教育の年限がしだいに延長されてきた。戦前六年であったものが、戦後、九年に

なったことは周知のとおりである。義務教育の年限がこのように変わってきたのはいかなる理由によるのであるか。

義務教育の年限は、従ってその始期及び終期は、端的にいえば、それぞれの国の経済的、社会的ないし政治的事情によって決定されるものといえよう。それぞれの国の歴史的社会的条件によって定まるものであろう。

それ故に、就学年齢引き下げの問題は、特定少数者の短期間の審議によって結論を下すことは軽率といわざるをえない。国民生活の実態をひろく角度から専門的に調査研究したデータに基づいて、国民各層の知能を動員して慎重な検討がなされるべきであろう。従ってそのためには、正しい意味での幼児教育の重要性について、ひろく国民一般が認識するよう積極的努力が強力に推進されなければならないと思う。

三

第二に、幼児教育施設の拡充整備についても、就学年齢引き下げの問題についても、しよせん、教育の問題であるということが忘れられてはならないということである。

子どもの教育である限り、まず何よりも子どもの人権が尊重されなければならないし、子どもの幸福が第一義的に考えられなければならないはずである。母親の「コブ」や手足まといを解消するだけでなく、ましてや進学ブームに乗った親の立場、親の「ア

クセサリー」ないし「ミエ」に通ずるような、附屬物、愛玩物を保管する姿勢で考えるのではなく、何よりも優先して、子どもの人格が、子どもの立場が、子どもの健康な成長と将来の幸福とが正しく考えられなくてはならないはずである。

この自明のことを、あえてとりあげる理由は、こんにちのわが国の幼児教育については、行政においても、幼児教育施設の運営においても、父母の考え方においても、右のことがらがしばしば軽く見られていると思われるからである。

幼児には、その発達段階に対応した特有の能力や興味及び関心があるだけでなく、心身の健康やその発達について特別の考慮が払われなければならないはずである。それが小学校の中高学年児とおのずから異なっていることはいまさらいうまでもないであろう。

この単純なことわりに留意するならば、教員養成においても、管理、運営においても、建物、運動場をはじめ施設、設備、備品においても、学級の編成や教育方法においても、幼児独特の、格別入念な配慮がなされるべきである。教育の一貫性についての形式的理解、単なる皮相なひとつ覚えでなく、小学校の中・高学年児の教育とは異なった独自の教育であることがつねに確認されていなくてはならないはずである。

発達段階や個人差に対応する配慮がなくては、教育というもの

がないはずである。

この点、われわれは先進諸国の教育についてもっともっと学ばなければならぬし、もっとひとりびひとりその子どもを大切に、大人の方を向く以上に、より多く子どもの方を向く教育を考うべきであろう。

たとえば同じく初等教育（第一段階の教育）でありながらも、五歳児、六歳児のためには、幼児学校の名の下に、初級学校とは別個の校舎、運動場などをもち、独自の校長、教職員を持つだけでなく、教員養成についても初級学校の教師と同等またはそれ以上の期間を要求してきた英国の義務教育のあり方には学ぶべきものが多くあると思う。

それにつけても、就学年齢引き下げの問題を、単に現行の小学校児の就学年齢を一カ年引き下げることと考えるような、その対象が、他の発達段階の子どもと異なった独特の発達期にある幼児であることを忘れるような、幼児の能力や生活や興味関心が見えず、それが教育であることを無視するような、——こうした論議は厳につつまなければならぬであろう。

四

第三に、就学年齢引き下げの問題は、当然のことながら、それを実施するための諸条件、その実現の可能性、とりわけそのための経済的、政治的能力などについて慎重に、具体的に検討されな

ければならないであろう。単に幼稚園数や幼児数の増加率を基礎とし、幼児教育施設増設の要望の高まりを手がかりとするだけでは、机上の空論といわれてもいたし方ないであろう。

幼稚園数八、九一六（四十一年度文部統計速報）といい、幼児数一、二二二、七五五（同上）といっても、五歳児の就園率は四割強に過ぎないし、農山村地帯においては、通園可能圏内にこの種の施設が存在していない場合が多くある。入園希望者数の増大とい、幼児教育施設の増設要望の高まりといっても、わが子、わが孫の問題に局限され、ひろく日本の子どもたちの問題として、積極的にこれと取り組むまでに世論が熟してきたといえるであろうか。

ましてや、昭和三十一年十二月に公布された「幼稚園設置基準」の適用が、すでに満十年を経過したこんにちにおいても、なおかつ猶余が認められているという現状においては、所定の有資格教員、学級の大きさ、園地、園舎、運動場、施設、設備、園具、教具などにおいて、基準にまで達していない幼稚園が、即ち教育的条件のふじゅうぶんな幼稚園が、数多くあるということをも明らかに証明しているものといわざるをえない。

もしそうだとしたならば、三十八年発表された「幼稚園教育振興計画」は、はたして昭和四十五年度までの七年間に、人口おおむね一万人以上の市町村の就園率を六〇パーセントにまで高めることを保証する具体的な根拠があるのであろうか。小学校の空教

室の転用にあたり、それを幼児に適するものに改造し、幼児に適する施設、設備、園具、教具を確保するに必要な予算はじゅうぶんな見透しがあるのであろうか。私立幼稚園の協力を求めるとしてもこの私立幼稚園に対する助成の具体案が用意されているのであろうか。保育責任者としての教員養成と教員の供給、その経費などについて確信がえられるだけの財源があるのであろうか。

五

幼児教育の重要性と、幼児教育機会の拡充整備についての要望の高まりと、そのいづれからも、幼児教育政策の強力な推進を願うものである。しかし教育の名に値しない十九世紀的幼児預所のような、幼児の人格を軽くみる構えでこの問題に対処されることには、かりそめにも同調することができない。

一日も早く、まず幼児の両親に対して幼児教育の意義とそのあり方について積極的な成人教育活動を展開し、ついでそれをひろく国民各階層にまで拡大し、社会一般の幼児教育についての正しい認識を高めることに、幼児教育関係者の総力を結集すべきであろう。同時にまたひろく国民各層の知性を動員して、着実な調査研究に基づき幼児教育振興計画を樹立し、その実現のための国民的運動を展開すべきであると思う。

就学年齢引き下げの問題は、これと呼応して日程に上すべきものと思うがどうであらうか。

（名古屋大学）